

●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁 (修正後)	修 正 案	現 行	変更理由等
第 1 編 第 2 章 (P3)	<p><b>第 2 章 国民保護措置に関する基本方針</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。</p> </div> <p>(1) ～ (4) 省略</p> <p>(5) 国民の協力 市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。 また、市は、<u>富良野消防団（以下「消防団」という。）</u>及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。</p>	<p><b>第 2 章 国民保護措置に関する基本方針</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。</p> </div> <p>(1) ～ (4) 省略</p> <p>(5) 国民の協力 市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。 また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。</p>	字句修正

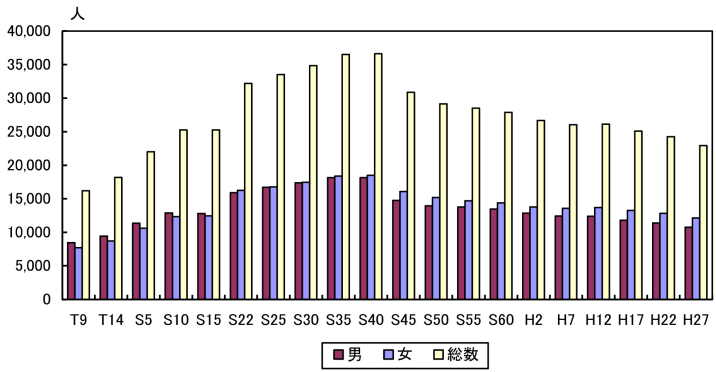
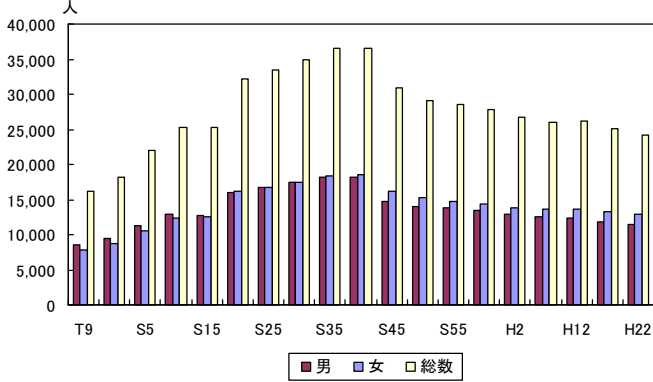
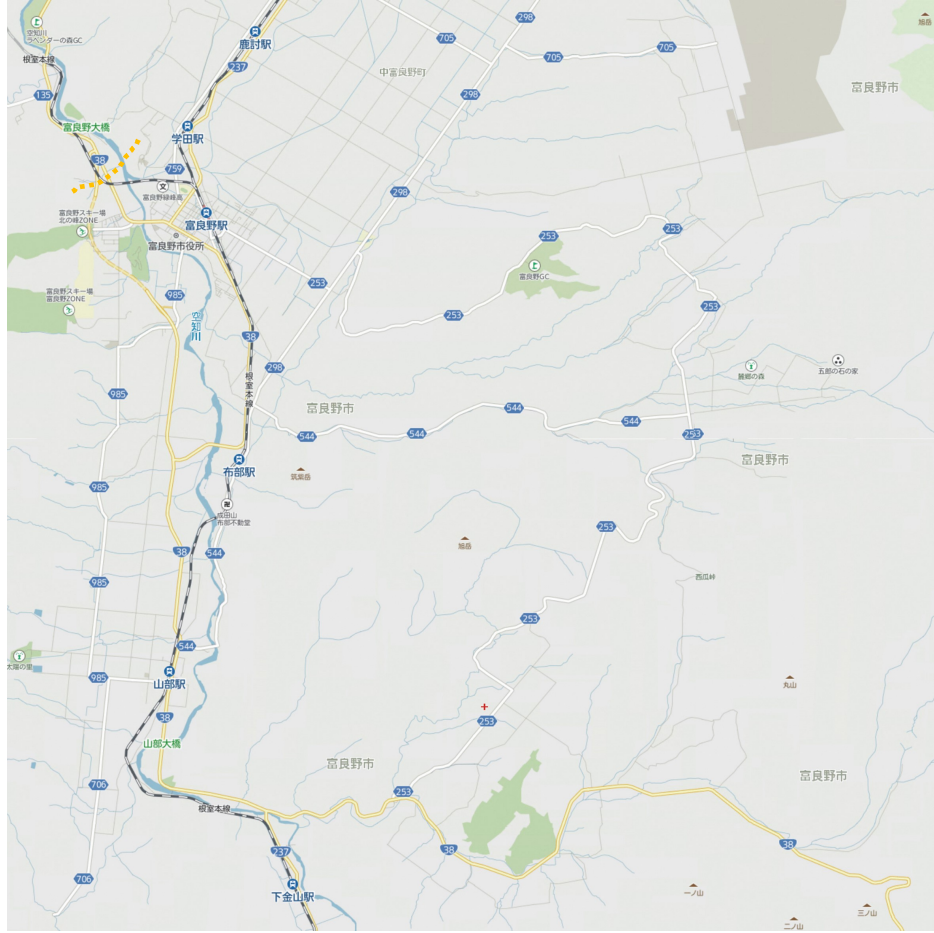

●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁（修正後）	修正案	現行	変更理由等																																																																																																																																																																																																																
第1編 第3章 (P5)	<p>第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>【関係機関の連絡先】</p> <table border="1" data-bbox="240 447 1359 1749"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>部 署</th> <th>電話番号</th> <th>FAX 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道開発局旭川開発建設部</td><td>防災対策官</td><td>0166-32-1111</td><td>0166-32-0545</td></tr> <tr><td>北海道開発局旭川開発建設部富良野道路事務所</td><td></td><td>0167-23-3171</td><td>0167-23-5039</td></tr> <tr><td>北海道開発局札幌開発建設部空知川河川事務所</td><td></td><td>0124-24-4111</td><td>0124-24-4113</td></tr> <tr><td>旭川地方气象台</td><td>防災業務課</td><td>0166-32-6381</td><td>0166-32-6407</td></tr> <tr><td><u>北海道農政事務所旭川地域拠点</u></td><td></td><td><u>0166-30-9300</u></td><td><u>0166-30-9305</u></td></tr> <tr><td>上川南部森林管理署</td><td></td><td>0167-52-2772</td><td>0167-52-2319</td></tr> <tr><td>陸上自衛隊第2師団司令部</td><td>第3部防衛班</td><td>0166-32-6111</td><td>—</td></tr> <tr><td>陸上自衛隊第4特科群</td><td>第3科</td><td>0167-45-3101</td><td>—</td></tr> <tr><td>北海道総務部危機対策局危機対策課</td><td>危機調整グループ</td><td>011-204-5014</td><td>011-231-4314</td></tr> <tr><td>上川総合振興局地域創生部</td><td>地域政策課</td><td>0166-46-5918</td><td>0166-46-5204</td></tr> <tr><td>上川総合振興局旭川建設管理部富良野出張所</td><td></td><td>0167-23-2168</td><td>0167-23-3393</td></tr> <tr><td>上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室</td><td></td><td>0167-23-3161</td><td>0167-23-3163</td></tr> <tr><td>上川総合振興局上川農業改良普及センター富良野支所</td><td></td><td>0167-23-2175</td><td>0167-23-6815</td></tr> <tr><td>北海道旭川方面富良野警察署</td><td>警備係</td><td>0167-22-0110</td><td>0167-22-5688</td></tr> <tr><td>富良野広域連合富良野消防署</td><td>通信指令室</td><td>0167-23-5119</td><td>0167-23-1559</td></tr> <tr><td>富良野市教育委員会</td><td></td><td>0167-39-2320</td><td>0167-23-3528</td></tr> <tr><td>東日本電信電話(株)北海道事業部</td><td>災害対策室</td><td><u>011-212-4494</u></td><td><u>011-222-9254</u></td></tr> <tr><td>北海道旅客鉄道(株)旭川支社富良野駅</td><td></td><td>0167-22-0909</td><td>0167-23-6703</td></tr> <tr><td>北海道電力ネットワーク(株)富良野ネットワークセンター</td><td></td><td>0167-23-4131</td><td>0167-22-1025</td></tr> <tr><td>富良野郵便局</td><td></td><td>0167-23-2652</td><td>0167-22-5688</td></tr> <tr><td>ふらの農業協同組合</td><td>本所</td><td>0167-23-3532</td><td>0167-22-3232</td></tr> <tr><td>富良野医師会</td><td></td><td>0167-22-2767</td><td>0167-23-1955</td></tr> <tr><td>旭川歯科医師会富良野班</td><td>ごうだ歯科医院内</td><td>0167-23-4848</td><td><u>0167-23-4848</u></td></tr> <tr><td>富良野商工会議所</td><td></td><td>0167-22-3555</td><td>0167-22-3120</td></tr> <tr><td>山部商工会</td><td></td><td>0167-42-2409</td><td>0167-42-2065</td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	部 署	電話番号	FAX 番号	北海道開発局旭川開発建設部	防災対策官	0166-32-1111	0166-32-0545	北海道開発局旭川開発建設部富良野道路事務所		0167-23-3171	0167-23-5039	北海道開発局札幌開発建設部空知川河川事務所		0124-24-4111	0124-24-4113	旭川地方气象台	防災業務課	0166-32-6381	0166-32-6407	<u>北海道農政事務所旭川地域拠点</u>		<u>0166-30-9300</u>	<u>0166-30-9305</u>	上川南部森林管理署		0167-52-2772	0167-52-2319	陸上自衛隊第2師団司令部	第3部防衛班	0166-32-6111	—	陸上自衛隊第4特科群	第3科	0167-45-3101	—	北海道総務部危機対策局危機対策課	危機調整グループ	011-204-5014	011-231-4314	上川総合振興局地域創生部	地域政策課	0166-46-5918	0166-46-5204	上川総合振興局旭川建設管理部富良野出張所		0167-23-2168	0167-23-3393	上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室		0167-23-3161	0167-23-3163	上川総合振興局上川農業改良普及センター富良野支所		0167-23-2175	0167-23-6815	北海道旭川方面富良野警察署	警備係	0167-22-0110	0167-22-5688	富良野広域連合富良野消防署	通信指令室	0167-23-5119	0167-23-1559	富良野市教育委員会		0167-39-2320	0167-23-3528	東日本電信電話(株)北海道事業部	災害対策室	<u>011-212-4494</u>	<u>011-222-9254</u>	北海道旅客鉄道(株)旭川支社富良野駅		0167-22-0909	0167-23-6703	北海道電力ネットワーク(株)富良野ネットワークセンター		0167-23-4131	0167-22-1025	富良野郵便局		0167-23-2652	0167-22-5688	ふらの農業協同組合	本所	0167-23-3532	0167-22-3232	富良野医師会		0167-22-2767	0167-23-1955	旭川歯科医師会富良野班	ごうだ歯科医院内	0167-23-4848	<u>0167-23-4848</u>	富良野商工会議所		0167-22-3555	0167-22-3120	山部商工会		0167-42-2409	0167-42-2065	<p>第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>【関係機関の連絡先】</p> <table border="1" data-bbox="1457 447 2576 1749"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>部 署</th> <th>電話番号</th> <th>FAX 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道開発局旭川開発建設部</td><td>防災対策官</td><td>0166-32-1111</td><td>0166-32-0545</td></tr> <tr><td>北海道開発局旭川開発建設部富良野道路事務所</td><td></td><td>0167-23-3171</td><td>0167-23-5039</td></tr> <tr><td>北海道開発局札幌開発建設部空知川河川事務所</td><td></td><td>0124-24-4111</td><td>0124-24-4113</td></tr> <tr><td>旭川地方气象台</td><td>防災業務課</td><td>0166-32-6381</td><td>0166-32-6407</td></tr> <tr><td><u>農林水産省札幌食糧事務所旭川支所</u></td><td></td><td><u>0166-51-4296</u></td><td><u>0166-51-4222</u></td></tr> <tr><td>上川南部森林管理署</td><td></td><td>0167-52-2772</td><td>0167-52-2319</td></tr> <tr><td>陸上自衛隊第2師団司令部</td><td>第3部防衛班</td><td>0166-32-6111</td><td>—</td></tr> <tr><td>陸上自衛隊第4特科群</td><td>第3科</td><td>0167-45-3101</td><td>—</td></tr> <tr><td>北海道総務部危機対策局危機対策課</td><td>危機調整グループ</td><td>011-204-5014</td><td>011-231-4314</td></tr> <tr><td>上川総合振興局地域振興部</td><td>地域政策課</td><td>0166-46-5918</td><td>0166-46-5204</td></tr> <tr><td>上川総合振興局旭川建設管理部富良野出張所</td><td></td><td>0167-23-2168</td><td>0167-23-3393</td></tr> <tr><td>上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室</td><td></td><td>0167-23-3161</td><td>0167-23-3163</td></tr> <tr><td>上川総合振興局上川農業改良普及センター富良野支所</td><td></td><td>0167-23-2175</td><td>0167-23-6815</td></tr> <tr><td>北海道旭川方面富良野警察署</td><td>警備係</td><td>0167-22-0110</td><td>0167-22-5688</td></tr> <tr><td>富良野広域連合富良野消防署</td><td>通信指令室</td><td>0167-23-5119</td><td>0167-23-1559</td></tr> <tr><td>富良野市教育委員会</td><td></td><td>0167-39-2320</td><td>0167-23-3528</td></tr> <tr><td>東日本電信電話(株)北海道支社</td><td>災害対策室</td><td><u>0166-20-5495</u></td><td><u>0166-29-2144</u></td></tr> <tr><td>北海道旅客鉄道(株)旭川支社富良野駅</td><td></td><td>0167-22-0909</td><td>0167-23-6703</td></tr> <tr><td>北海道電力(株)富良野営業所</td><td></td><td>0167-23-4131</td><td>0167-22-1025</td></tr> <tr><td>富良野郵便局</td><td></td><td>0167-23-2652</td><td>0167-22-5688</td></tr> <tr><td>ふらの農業協同組合</td><td>本所</td><td>0167-23-3532</td><td>0167-22-3232</td></tr> <tr><td>富良野医師会</td><td></td><td>0167-22-2767</td><td>0167-23-1955</td></tr> <tr><td>旭川歯科医師会富良野班</td><td>ごうだ歯科医院内</td><td>0167-23-4848</td><td></td></tr> <tr><td>富良野商工会議所</td><td></td><td>0167-22-3555</td><td>0167-22-3120</td></tr> <tr><td>山部商工会</td><td></td><td>0167-42-2409</td><td>0167-42-2065</td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	部 署	電話番号	FAX 番号	北海道開発局旭川開発建設部	防災対策官	0166-32-1111	0166-32-0545	北海道開発局旭川開発建設部富良野道路事務所		0167-23-3171	0167-23-5039	北海道開発局札幌開発建設部空知川河川事務所		0124-24-4111	0124-24-4113	旭川地方气象台	防災業務課	0166-32-6381	0166-32-6407	<u>農林水産省札幌食糧事務所旭川支所</u>		<u>0166-51-4296</u>	<u>0166-51-4222</u>	上川南部森林管理署		0167-52-2772	0167-52-2319	陸上自衛隊第2師団司令部	第3部防衛班	0166-32-6111	—	陸上自衛隊第4特科群	第3科	0167-45-3101	—	北海道総務部危機対策局危機対策課	危機調整グループ	011-204-5014	011-231-4314	上川総合振興局地域振興部	地域政策課	0166-46-5918	0166-46-5204	上川総合振興局旭川建設管理部富良野出張所		0167-23-2168	0167-23-3393	上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室		0167-23-3161	0167-23-3163	上川総合振興局上川農業改良普及センター富良野支所		0167-23-2175	0167-23-6815	北海道旭川方面富良野警察署	警備係	0167-22-0110	0167-22-5688	富良野広域連合富良野消防署	通信指令室	0167-23-5119	0167-23-1559	富良野市教育委員会		0167-39-2320	0167-23-3528	東日本電信電話(株)北海道支社	災害対策室	<u>0166-20-5495</u>	<u>0166-29-2144</u>	北海道旅客鉄道(株)旭川支社富良野駅		0167-22-0909	0167-23-6703	北海道電力(株)富良野営業所		0167-23-4131	0167-22-1025	富良野郵便局		0167-23-2652	0167-22-5688	ふらの農業協同組合	本所	0167-23-3532	0167-22-3232	富良野医師会		0167-22-2767	0167-23-1955	旭川歯科医師会富良野班	ごうだ歯科医院内	0167-23-4848		富良野商工会議所		0167-22-3555	0167-22-3120	山部商工会		0167-42-2409	0167-42-2065	組織名称等の変更
機 関 名	部 署	電話番号	FAX 番号																																																																																																																																																																																																																
北海道開発局旭川開発建設部	防災対策官	0166-32-1111	0166-32-0545																																																																																																																																																																																																																
北海道開発局旭川開発建設部富良野道路事務所		0167-23-3171	0167-23-5039																																																																																																																																																																																																																
北海道開発局札幌開発建設部空知川河川事務所		0124-24-4111	0124-24-4113																																																																																																																																																																																																																
旭川地方气象台	防災業務課	0166-32-6381	0166-32-6407																																																																																																																																																																																																																
<u>北海道農政事務所旭川地域拠点</u>		<u>0166-30-9300</u>	<u>0166-30-9305</u>																																																																																																																																																																																																																
上川南部森林管理署		0167-52-2772	0167-52-2319																																																																																																																																																																																																																
陸上自衛隊第2師団司令部	第3部防衛班	0166-32-6111	—																																																																																																																																																																																																																
陸上自衛隊第4特科群	第3科	0167-45-3101	—																																																																																																																																																																																																																
北海道総務部危機対策局危機対策課	危機調整グループ	011-204-5014	011-231-4314																																																																																																																																																																																																																
上川総合振興局地域創生部	地域政策課	0166-46-5918	0166-46-5204																																																																																																																																																																																																																
上川総合振興局旭川建設管理部富良野出張所		0167-23-2168	0167-23-3393																																																																																																																																																																																																																
上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室		0167-23-3161	0167-23-3163																																																																																																																																																																																																																
上川総合振興局上川農業改良普及センター富良野支所		0167-23-2175	0167-23-6815																																																																																																																																																																																																																
北海道旭川方面富良野警察署	警備係	0167-22-0110	0167-22-5688																																																																																																																																																																																																																
富良野広域連合富良野消防署	通信指令室	0167-23-5119	0167-23-1559																																																																																																																																																																																																																
富良野市教育委員会		0167-39-2320	0167-23-3528																																																																																																																																																																																																																
東日本電信電話(株)北海道事業部	災害対策室	<u>011-212-4494</u>	<u>011-222-9254</u>																																																																																																																																																																																																																
北海道旅客鉄道(株)旭川支社富良野駅		0167-22-0909	0167-23-6703																																																																																																																																																																																																																
北海道電力ネットワーク(株)富良野ネットワークセンター		0167-23-4131	0167-22-1025																																																																																																																																																																																																																
富良野郵便局		0167-23-2652	0167-22-5688																																																																																																																																																																																																																
ふらの農業協同組合	本所	0167-23-3532	0167-22-3232																																																																																																																																																																																																																
富良野医師会		0167-22-2767	0167-23-1955																																																																																																																																																																																																																
旭川歯科医師会富良野班	ごうだ歯科医院内	0167-23-4848	<u>0167-23-4848</u>																																																																																																																																																																																																																
富良野商工会議所		0167-22-3555	0167-22-3120																																																																																																																																																																																																																
山部商工会		0167-42-2409	0167-42-2065																																																																																																																																																																																																																
機 関 名	部 署	電話番号	FAX 番号																																																																																																																																																																																																																
北海道開発局旭川開発建設部	防災対策官	0166-32-1111	0166-32-0545																																																																																																																																																																																																																
北海道開発局旭川開発建設部富良野道路事務所		0167-23-3171	0167-23-5039																																																																																																																																																																																																																
北海道開発局札幌開発建設部空知川河川事務所		0124-24-4111	0124-24-4113																																																																																																																																																																																																																
旭川地方气象台	防災業務課	0166-32-6381	0166-32-6407																																																																																																																																																																																																																
<u>農林水産省札幌食糧事務所旭川支所</u>		<u>0166-51-4296</u>	<u>0166-51-4222</u>																																																																																																																																																																																																																
上川南部森林管理署		0167-52-2772	0167-52-2319																																																																																																																																																																																																																
陸上自衛隊第2師団司令部	第3部防衛班	0166-32-6111	—																																																																																																																																																																																																																
陸上自衛隊第4特科群	第3科	0167-45-3101	—																																																																																																																																																																																																																
北海道総務部危機対策局危機対策課	危機調整グループ	011-204-5014	011-231-4314																																																																																																																																																																																																																
上川総合振興局地域振興部	地域政策課	0166-46-5918	0166-46-5204																																																																																																																																																																																																																
上川総合振興局旭川建設管理部富良野出張所		0167-23-2168	0167-23-3393																																																																																																																																																																																																																
上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室		0167-23-3161	0167-23-3163																																																																																																																																																																																																																
上川総合振興局上川農業改良普及センター富良野支所		0167-23-2175	0167-23-6815																																																																																																																																																																																																																
北海道旭川方面富良野警察署	警備係	0167-22-0110	0167-22-5688																																																																																																																																																																																																																
富良野広域連合富良野消防署	通信指令室	0167-23-5119	0167-23-1559																																																																																																																																																																																																																
富良野市教育委員会		0167-39-2320	0167-23-3528																																																																																																																																																																																																																
東日本電信電話(株)北海道支社	災害対策室	<u>0166-20-5495</u>	<u>0166-29-2144</u>																																																																																																																																																																																																																
北海道旅客鉄道(株)旭川支社富良野駅		0167-22-0909	0167-23-6703																																																																																																																																																																																																																
北海道電力(株)富良野営業所		0167-23-4131	0167-22-1025																																																																																																																																																																																																																
富良野郵便局		0167-23-2652	0167-22-5688																																																																																																																																																																																																																
ふらの農業協同組合	本所	0167-23-3532	0167-22-3232																																																																																																																																																																																																																
富良野医師会		0167-22-2767	0167-23-1955																																																																																																																																																																																																																
旭川歯科医師会富良野班	ごうだ歯科医院内	0167-23-4848																																																																																																																																																																																																																	
富良野商工会議所		0167-22-3555	0167-22-3120																																																																																																																																																																																																																
山部商工会		0167-42-2409	0167-42-2065																																																																																																																																																																																																																
第1編 第4章 (P7)	<p>(2) 気候</p> <p><u>本市は北海道の内陸部で、東は大雪山系、西は夕張山系に囲まれ、年平均気温は 6.3℃と比較的温順で、夏期の最高気温は 36.3℃ (2000. 8. 1・2014. 6. 4)、冬期の最低気温は -34.5℃ (1977. 1. 29) と気温の較差が非常に大きく、典型的な内陸性気候を示している。降水量は年間 969.6 mm であり、降雪量（新積雪総量）は、697 cm となっている。（年平均気温、降水量、降雪量は、1981 年から 2010 年までの 30 年間の平年値）</u></p>	<p>(2) 気候</p> <p><u>気候は、北海道の内陸部で大雪山系と夕張山系に囲まれた地形のため典型的な大陸性気候で、気温の日較差や年較差が大きく、夏季には集中豪雨の傾向も見られ、降雪期間は 11 月中旬から 4 月上旬までで、積雪深は 1 m 内外であるが、山間部では 2～3 m に達する。平成 17 年の平均気温は 6.2℃で、最高気温 33.3℃、最低気温マイナス 27.5℃、年間日照時間 1,448 時間、年間降水量 958 mm となっている。</u></p>	データ更新																																																																																																																																																																																																																

●富良野市国民保護計画新旧対象

頁(修正後)	修正案	現行	変更理由等																																																																																																																																																																																																																																																																																																
第1編 第4章 (P7)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="5">気 温</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年平均 ℃</th> <th colspan="2">日最高気温</th> <th colspan="2">日最低気温</th> </tr> <tr> <th>年最高 (℃)</th> <th>起 日</th> <th>年最低 (℃)</th> <th>起 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年次</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>7.5</td> <td>33.2</td> <td>8月11日</td> <td>-25.3</td> <td>2月5日</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>6.7</td> <td>33.3</td> <td>8月7日</td> <td>-26.5</td> <td>1月25日</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>6.5</td> <td>34.4</td> <td>7月13日</td> <td>-29.4</td> <td>1月24日</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>7.1</td> <td>35.5</td> <td>7月31日</td> <td>-27.1</td> <td>2月2日</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>7.1</td> <td>35.3</td> <td>5月26日</td> <td>-28.0</td> <td>1月14日</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="5">気 温</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年平均 ℃</th> <th colspan="2">日最高気温</th> <th colspan="2">日最低気温</th> </tr> <tr> <th>月最高 (℃)</th> <th>起 日</th> <th>月最低 (℃)</th> <th>起 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年次</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>31年1月</td> <td>-7.7</td> <td>2.5</td> <td>15日</td> <td>-28.0</td> <td>14日</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>-7.3</td> <td>4.4</td> <td>25日</td> <td>-25.5</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>-0.7</td> <td>11.8</td> <td>20日</td> <td>-16.7</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>5.5</td> <td>24.9</td> <td>24日</td> <td>-6.7</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>令和元年5月</td> <td>14.4</td> <td>35.3</td> <td>26日</td> <td>0.5</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>16.8</td> <td>28.7</td> <td>26日</td> <td>6.5</td> <td>18日</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>20.9</td> <td>32.1</td> <td>28日</td> <td>13.0</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>20.4</td> <td>35.0</td> <td>7日</td> <td>11.9</td> <td>27日</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>16.4</td> <td>33.0</td> <td>8日</td> <td>2.7</td> <td>26日</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>10.1</td> <td>26.6</td> <td>2日</td> <td>-1.3</td> <td>16日</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>0.7</td> <td>15.4</td> <td>1日</td> <td>-12.4</td> <td>23日</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>-4.5</td> <td>7.6</td> <td>12日</td> <td>-19.2</td> <td>23日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	気 温					年平均 ℃	日最高気温		日最低気温		年最高 (℃)	起 日	年最低 (℃)	起 日	年次						平成27年	7.5	33.2	8月11日	-25.3	2月5日	28	6.7	33.3	8月7日	-26.5	1月25日	29	6.5	34.4	7月13日	-29.4	1月24日	30	7.1	35.5	7月31日	-27.1	2月2日	31	7.1	35.3	5月26日	-28.0	1月14日	区分	気 温					年平均 ℃	日最高気温		日最低気温		月最高 (℃)	起 日	月最低 (℃)	起 日	年次						31年1月	-7.7	2.5	15日	-28.0	14日	2月	-7.3	4.4	25日	-25.5	9日	3月	-0.7	11.8	20日	-16.7	3日	4月	5.5	24.9	24日	-6.7	1日	令和元年5月	14.4	35.3	26日	0.5	12日	6月	16.8	28.7	26日	6.5	18日	7月	20.9	32.1	28日	13.0	10日	8月	20.4	35.0	7日	11.9	27日	9月	16.4	33.0	8日	2.7	26日	10月	10.1	26.6	2日	-1.3	16日	11月	0.7	15.4	1日	-12.4	23日	12月	-4.5	7.6	12日	-19.2	23日	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="5">気 温</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年平均 ℃</th> <th colspan="2">日最高気温</th> <th colspan="2">日最低気温</th> </tr> <tr> <th>年最高 (℃)</th> <th>起 日</th> <th>年最低 (℃)</th> <th>起 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年次</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>6.9</td> <td>32.9</td> <td>8月11日</td> <td>-24.0</td> <td>12月26日</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>7.5</td> <td>33.2</td> <td>6月28日</td> <td>-24.1</td> <td>2月2日</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>6.8</td> <td>33.3</td> <td>8月8日</td> <td>-25.9</td> <td>2月20日</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>6.8</td> <td>33.7</td> <td>6月30日</td> <td>-28.4</td> <td>2月15日</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>6.8</td> <td>32.6</td> <td>7月8日</td> <td>-25.1</td> <td>1月24日</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="5">気 温</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年平均 ℃</th> <th colspan="2">日最高気温</th> <th colspan="2">日最低気温</th> </tr> <tr> <th>月最高 (℃)</th> <th>起 日</th> <th>月最低 (℃)</th> <th>起 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年次</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25年1月</td> <td>-10.3</td> <td>1.2</td> <td>25日</td> <td>-25.1</td> <td>24日</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>-8.2</td> <td>6.0</td> <td>2日</td> <td>-22.0</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>-2.5</td> <td>11.7</td> <td>28日</td> <td>-17.7</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>4.3</td> <td>16.2</td> <td>24日</td> <td>-9.1</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>10.6</td> <td>31.0</td> <td>28日</td> <td>-1.0</td> <td>8日</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>18.1</td> <td>32.1</td> <td>10日</td> <td>6.9</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>21.7</td> <td>32.6</td> <td>8日</td> <td>11.3</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>21.6</td> <td>32.1</td> <td>6日</td> <td>10.6</td> <td>29日</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>16.2</td> <td>28.0</td> <td>14日</td> <td>1.3</td> <td>27日</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>10.2</td> <td>24.6</td> <td>2日</td> <td>-1.1</td> <td>19日</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>3.0</td> <td>15.0</td> <td>7日</td> <td>-11.5</td> <td>29日</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>-3.6</td> <td>6.9</td> <td>5日</td> <td>-20.6</td> <td>24日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	気 温					年平均 ℃	日最高気温		日最低気温		年最高 (℃)	起 日	年最低 (℃)	起 日	年次						平成21年	6.9	32.9	8月11日	-24.0	12月26日	22	7.5	33.2	6月28日	-24.1	2月2日	23	6.8	33.3	8月8日	-25.9	2月20日	24	6.8	33.7	6月30日	-28.4	2月15日	25	6.8	32.6	7月8日	-25.1	1月24日	区分	気 温					年平均 ℃	日最高気温		日最低気温		月最高 (℃)	起 日	月最低 (℃)	起 日	年次						25年1月	-10.3	1.2	25日	-25.1	24日	2月	-8.2	6.0	2日	-22.0	7日	3月	-2.5	11.7	28日	-17.7	4日	4月	4.3	16.2	24日	-9.1	1日	5月	10.6	31.0	28日	-1.0	8日	6月	18.1	32.1	10日	6.9	4日	7月	21.7	32.6	8日	11.3	1日	8月	21.6	32.1	6日	10.6	29日	9月	16.2	28.0	14日	1.3	27日	10月	10.2	24.6	2日	-1.1	19日	11月	3.0	15.0	7日	-11.5	29日	12月	-3.6	6.9	5日	-20.6	24日	データ更新
区分	気 温																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	年平均 ℃		日最高気温		日最低気温																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		年最高 (℃)	起 日	年最低 (℃)	起 日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
年次																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
平成27年	7.5	33.2	8月11日	-25.3	2月5日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
28	6.7	33.3	8月7日	-26.5	1月25日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
29	6.5	34.4	7月13日	-29.4	1月24日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
30	7.1	35.5	7月31日	-27.1	2月2日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
31	7.1	35.3	5月26日	-28.0	1月14日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
区分	気 温																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	年平均 ℃	日最高気温		日最低気温																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		月最高 (℃)	起 日	月最低 (℃)	起 日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
年次																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
31年1月	-7.7	2.5	15日	-28.0	14日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
2月	-7.3	4.4	25日	-25.5	9日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
3月	-0.7	11.8	20日	-16.7	3日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
4月	5.5	24.9	24日	-6.7	1日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
令和元年5月	14.4	35.3	26日	0.5	12日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
6月	16.8	28.7	26日	6.5	18日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
7月	20.9	32.1	28日	13.0	10日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
8月	20.4	35.0	7日	11.9	27日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
9月	16.4	33.0	8日	2.7	26日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
10月	10.1	26.6	2日	-1.3	16日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
11月	0.7	15.4	1日	-12.4	23日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
12月	-4.5	7.6	12日	-19.2	23日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
区分	気 温																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	年平均 ℃	日最高気温		日最低気温																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		年最高 (℃)	起 日	年最低 (℃)	起 日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
年次																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
平成21年	6.9	32.9	8月11日	-24.0	12月26日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
22	7.5	33.2	6月28日	-24.1	2月2日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
23	6.8	33.3	8月8日	-25.9	2月20日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
24	6.8	33.7	6月30日	-28.4	2月15日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
25	6.8	32.6	7月8日	-25.1	1月24日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
区分	気 温																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	年平均 ℃	日最高気温		日最低気温																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		月最高 (℃)	起 日	月最低 (℃)	起 日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
年次																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
25年1月	-10.3	1.2	25日	-25.1	24日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
2月	-8.2	6.0	2日	-22.0	7日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
3月	-2.5	11.7	28日	-17.7	4日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
4月	4.3	16.2	24日	-9.1	1日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
5月	10.6	31.0	28日	-1.0	8日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
6月	18.1	32.1	10日	6.9	4日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
7月	21.7	32.6	8日	11.3	1日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
8月	21.6	32.1	6日	10.6	29日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
9月	16.2	28.0	14日	1.3	27日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
10月	10.2	24.6	2日	-1.1	19日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
11月	3.0	15.0	7日	-11.5	29日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
12月	-3.6	6.9	5日	-20.6	24日																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第1編 第4章 (P8)	<p>(3) 人口分布</p> <p>国勢調査による人口は、昭和40年の36,627人をピークに、その後官公庁の統廃合、企業の撤退、離農などにより平成22年では24,259人、平成27年には22,936人にまで減少している。</p> <p>世帯数においても、平成22年では10,074世帯、平成27年では9,929世帯と減少傾向にあり、年齢別人口構成では、平成22年と平成27年を比較すると幼年人口比率は13.0%から11.7%まで減少している。生産年齢人口比率は60.1%から57.1%とやや減少となっているが、高齢人口比率は逆に26.8%から30.9%まで増加し、少子高齢化が進んでいる。</p>	<p>(3) 人口分布</p> <p>国勢調査による人口は、昭和40年の36,627人をピークに、その後官公庁の統廃合、企業の撤退、離農などにより平成17年では25,076人、平成22年には24,259人にまで減少している。</p> <p>一方、世帯数は、平成17年では9,989世帯、平成22年では10,925世帯と増加の傾向にあり、年齢別人口構成では、平成17年と平成22年を比較すると幼年人口比率は14.2%から13.0%まで減少し、生産年齢人口比率は61.2%から60.1%とやや減少となっているが、高齢人口比率は逆に24.6%から26.8%まで増加し、少子高齢化が進んでいる。</p>	データ更新																																																																																																																																																																																																																																																																																																

●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁(修正後)	修正案	現行	変更理由等
第2編 第1章 (P8)	<p>国勢調査による人口の推移</p> 	<p>国勢調査による人口の推移</p> 	データ更新
第2編 第1章 (P9)	<p>(4) 道路の位置等</p> <p>国道38号、237号が市内中心部で交差し、JR根室線、富良野線が国道と並行している。<u>さらに、地域高規格道路として、学田三区(北の峰IC)から上五区(布部IC)まで旭川十勝道路が走っている。</u>また、道道については、JR富良野駅から道道上富良野旭中富良野線が中富良野町方面へ、市内から放射線状に山部地区へ道道山部北の峰線、麓郷地区経由で東山地区へ道道東山富良野停車場線、道道麓郷山部停車場線、道道南陽山部停車場線の5路線が走っている。</p> 	<p>(4) 道路の位置等</p> <p>国道38号、237号が市内中心部で交差し、JR根室線、富良野線が国道と並行している。また、道道については、JR富良野駅から道道上富良野旭中富良野線が中富良野町方面へ、市内から放射線状に山部地区へ道道山部北の峰線、麓郷地区経由で東山地区へ道道東山富良野停車場線、道道麓郷山部停車場線、道道南陽山部停車場線の5路線が走っている。</p> 	高規格道路開通に伴う追記及び地図の更新



●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁(修正後)	現 行				修 正 案				変更理由等
第2編 第2章 (P12)	【市の各部課における平素の業務】				【市の各部課における平素の業務】				組織機構改革に伴う修正
	部	班	構 成	平 素 の 業 務	部	班	構 成	平 素 の 業 務	
	総務対策部 部長：総務部長	本部班 班長：総務課長	総務課総務係 <u>総務課統計係</u>	1. 市国民保護協議会等の運営に関する事 2. 市国民保護計画に関する事 3. 市国民保護対策本部等の設置・運営に関する事 4. 警報の内容の伝達等及び緊急通報の内容の伝達等に関する事 5. 国民保護に関する情報に関する事 6. 特殊標章等の交付等に関する事 7. 国民保護措置についての研修及び訓練に関する事 8. 国民保護に関する啓発に関する事 9. 職員の非常招集及び動員に関する事 10. 関係機関との連絡調整に関する事 11. 各部との連絡調整に関する事 12. 自衛隊の部隊等の派遣要請の求めに関する事 13. 防災行政無線等通信機能の総合的運用に関する事	総務対策部 部長：総務部長	本部班 班長：総務課長	総務課総務法制係 <u>地域情報係</u>	1. 市国民保護協議会等の運営に関する事 2. 市国民保護計画に関する事 3. 市国民保護対策本部等の設置・運営に関する事 4. 警報の内容の伝達等及び緊急通報の内容の伝達等に関する事 5. 国民保護に関する情報に関する事 6. 特殊標章等の交付等に関する事 7. 国民保護措置についての研修及び訓練に関する事 8. 国民保護に関する啓発に関する事 9. 職員の非常招集及び動員に関する事 10. 関係機関との連絡調整に関する事 11. 各部との連絡調整に関する事 12. 自衛隊の部隊等の派遣要請の求めに関する事 13. 防災行政無線等通信機能の総合的運用に関する事	
		庶務班 班長：総務課長	総務課職員係	1. 職員の出勤状況の記録に関する事 2. 災害対策従事者の公務災害補償に関する事 3. 労務供給対策に関する事		庶務班 班長：総務課長	総務課職員係	1. 職員の出勤状況の記録に関する事 2. 災害対策従事者の公務災害補償に関する事 3. 労務供給対策に関する事	
		財政班 班長：財政課長	財政課 会計課	1. 公有財産の被害調査及び応急対策に関する事 2. 国民保護の予算措置に関する事 3. 車両の確保及び配車に関する事		財政班 班長：財政課長	財政課 会計課	1. 公有財産の被害調査及び応急対策に関する事 2. 国民保護の予算措置に関する事 3. 車両の確保及び配車に関する事	
		広報班 班長：企画振興課長	企画振興課	1. 住民に対する被災情報等の広報に関する事 2. 避難の指示の伝達等に関する事 3. 被災現場写真の撮影記録に関する事 4. 報道機関への情報提供に関する事		広報班 班長：企画振興課長	企画振興課	1. 住民に対する被災情報等の広報に関する事 2. 避難の指示の伝達等に関する事 3. 被災現場写真の撮影記録に関する事 4. 報道機関への情報提供に関する事	
		<u>調査班</u> 班長：税務課長	税務課	1. 初動期における生命危険情報の収集に関する事 2. 一般家屋被害調査及び被災世帯調査に関する事		<u>情報支援班</u> 班長：税務課長	税務課	1. 初動期における生命危険情報の収集に関する事 2. 一般家屋被害調査及び被災世帯調査に関する事	
		<u>情報統括班</u> 班長：スマートシティ戦略室長	スマートシティ戦略室	1. ICT-BCPに関する事 2. ホームページ等による住民への周知に関する事 3. 災害対策本部の情報機器設置に関する事		山部地区対策班 班長：山部支所長 東山地区対策班 班長：東山支所長	山部支所 東山支所 東山公民館	<del>-(両班共通)- 1. 支所管轄地域内の被災被害調査及び情報収集並びに連絡に関する事 2. 防災行政無線の中継に関する事-</del>	
	市民生活対策部 部長：市民生活部長	山部地区対策班 班長：山部支所長 東山地区対策班 班長：東山支所長	山部支所 東山支所	<del>-(両班共通)- 1. 支所管轄地域内の被災被害調査及び情報収集並びに連絡に関する事 2. 防災行政無線の中継に関する事-</del>		輸送班 班長：市民環境課長	市民環境課市民年金係 市民環境課交通生活係 議会事務局 監査委員事務局 選管事務局	<del>1. 物資及び人員の応急輸送に関する事 2. 人的被害調査に関する事-</del>	
		輸送班 班長：市民環境課長 副班長：市民協働課長	市民課 市民協働課 議会事務局 監査委員事務局 選管事務局	1. 物資及び人員の応急輸送に関する事 2. 人的被害調査に関する事 3. 避難所（地域会館等）の開設に関する事		環境・防疫班 班長：市民環境課長	市民環境課環境係 リサイクルセンター	<del>1. 死体の処理及び埋葬に関する事 2. 災害時の清掃及び廃棄物の処理に関する事 3. 避難所におけるごみ処理及び仮設トイレのし尿処理に関する事-</del>	
	環境・防疫班 班長：環境課長	環境課 リサイクルセンター	1. 死体の処理及び埋葬に関する事 2. 災害時の清掃及び廃棄物の処理に関する事 3. 災害時の公害防止対策に関する事 4. 避難所におけるごみ処理及び仮設トイレのし尿処理に関する事 5. 衛生施設被害状況調査及び応急対策に関する事 6. 死亡獣畜（家畜を除く。）の処理に関する事 7. 被災地の防疫活動に関する事						

●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁（修正後）	現 行				修 正 案				変更理由等
第2編 第1章 (P13)	保健福祉対策部 部長：保健福祉部長  副部長：看護専門学校学校長	福祉班 班長：福祉課長  副班長：高齢者福祉課長	福祉課  高齢者福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 独居老人、障がい者等の安否確認及び救出に関する事。</li> <li>2. 住民の避難誘導に関する事。</li> <li>3. 避難所の開設・運営に関する事。</li> <li>4. 福祉避難所の開設・運営に関する事。</li> <li>5. 被災者の給食炊き出しに関する事。</li> <li>6. 被災者への被服、寝具その他生活必需品の調達及び給与に関する事。</li> <li>7. 日本赤十字社北海道支部その他民間団体との連絡調整に関する事。</li> <li>8. 義援金の募集及び配分に関する事。</li> <li>9. 被災者に対する見舞金に関する事。</li> <li>10. 被災者に対する生活保護に関する事。</li> <li>11. 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> </ol>	保健福祉対策部 部長：保健福祉部長 副部長：看護専門学校学校長	救護班 班長：こども未来課長	こども未来課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 救援の実施の総括に関する事。</li> <li>2. 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>3. 行方不明者の把握等に関する事。</li> </ol>	業務内容の見直し及び組織機構改革に伴う修正
		保健・医療班 班長：保健医療課長  副班長：看護専門学校事務課長	保健医療課 看護専門学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保健医療施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2. 被災者に対する保健指導に関する事。</li> <li>3. 緊急医薬品、衛生用品の調達及び供給に関する事。</li> <li>4. 医療救護所の開設に関する事。</li> <li>5. 医師会及び歯科医師会との連絡調整に関する事。</li> <li>6. 被災者の保健・医療に関する事。</li> </ol>		避難所・要援護者班 班長：福祉支援課長	福祉支援課 ふれあいセンター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 独居老人、障がい者の安否確認及び救出に関する事。</li> <li>2. 日本赤十字社北海道支部その他民間団体との連絡調整に関する事。</li> <li>3. 避難所の開設に関する事。</li> <li>4. 住民の避難誘導に関する事。</li> </ol>	
	教育対策部 部長：教育部長	学校教育班 班長：学校教育課長 社会教育班 班長：社会教育課長 幼児教育班 班長：こども未来課長	学校教育課  社会教育課 生涯学習センター 図書館  こども未来課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校長及び園長に対する避難の指示の伝達等に関する事。</li> <li>2. 避難所の開設・運営に関する事。</li> <li>3. 教育施設、保育施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>4. 児童生徒の応急教育対策に関する事。</li> <li>5. 被災児童生徒に対する教科書及び学用品等の供与に関する事。</li> </ol>	教育対策部 部長：教育部長	学校教育班 班長：学校教育課長	学校教育課 社会教育課 図書館 生涯学習センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校長に対する避難の指示の伝達等に関する事。</li> <li>2. 教育施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>3. 児童生徒の応急対策に関する事。</li> </ol>	
	経済対策部 部長：経済部長	救援班 班長：商工観光課長  副班長：商工観光課主幹	商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災者の救援に関する事。</li> <li>2. 救援物資の調達に関する事。</li> <li>3. 商工業の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>4. 被災商工業者の援護対策に関する事。</li> <li>5. 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> </ol>	経済対策部 部長：経済部長 副部長：商工観光室長	救援班 班長：商工観光室長	商工観光室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災者の救援に関する事。</li> <li>2. 救援物資の調達に関する事。</li> <li>3. 被災商工業者の援護対策に関する事。</li> </ol>	
		農林班 班長：農林課長  副班長：農業委員会事務局長	農林課  農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農林業の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2. 被災地の家畜の防疫に関する事。</li> <li>3. 死亡獣畜(家畜)の処理に関する事。</li> </ol>		農林班 班長：農林課長	農林課 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農林業の被害調査及び応急対策に関する事。</li> </ol>	
	建設水道対策部 部長：建設水道部長	上下水道班 (班長) 上下水道課長	上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2. 被災地における飲料水確保及び給水に関する事。</li> <li>3. 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>4. 仮設トイレの配置に関する事。</li> </ol>	建設水道対策部 部長：建設水道部長	上下水道班 班長：上下水道課長	上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道施設の被災調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2. 被災地における飲料水確保及び給水に関する事。</li> <li>3. 下水道施設の被災調査及び応急対策に関する事。</li> </ol>	
						建設班 班長：都市建築課長	都市建築課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公共施設(建築物)、公営住宅の被災調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2. 一般宅地の被災調査及び応急復旧の指導及び実施に関する事。</li> <li>3. 応急仮設住宅の設置に関する事。</li> </ol>	

●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁（修正後）	修正案	現行	変更理由等																
第2編 第1章 (P14)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="388 289 557 485">                     土木班 班長：都市施設課長  副班長：都市施設課主幹                 </td> <td data-bbox="566 289 774 380">                     都市施設課  地籍調査課                 </td> <td data-bbox="783 289 1383 485">                     1. 土木関係の被害調査に関する事。 2. 道路、河川、橋、堤防等の保護及び応急対策に関する事。 3. 道路の通行禁止及び制限措置に関する事。 4. 応急対策に必要な資機材等の調達及び輸送に関する事。 5. 障害物の除去に関する事。 <u>6. 都市計画関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 520 557 611">                     建設班 班長：都市建築課長                 </td> <td data-bbox="566 520 774 548">                     都市建築課                 </td> <td data-bbox="783 520 1383 684">                     1. 公共施設（建築物）、公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 一般宅地の被害調査及び応急復旧の指導及び実施に関する事。 3. 応急仮設住宅の設置に関する事。                 </td> </tr> </table>	土木班 班長：都市施設課長  副班長：都市施設課主幹	都市施設課  地籍調査課	1. 土木関係の被害調査に関する事。 2. 道路、河川、橋、堤防等の保護及び応急対策に関する事。 3. 道路の通行禁止及び制限措置に関する事。 4. 応急対策に必要な資機材等の調達及び輸送に関する事。 5. 障害物の除去に関する事。 <u>6. 都市計画関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。</u>	建設班 班長：都市建築課長	都市建築課	1. 公共施設（建築物）、公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 一般宅地の被害調査及び応急復旧の指導及び実施に関する事。 3. 応急仮設住宅の設置に関する事。	<p>2 市職員の参集基準等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 24時間即応体制の確立</p> <p>市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、富良野広域連合富良野消防署（以下「消防署」という。）との連携を図りつつ庁舎警備管理体制等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。</p>	<p>字句修正</p>										
土木班 班長：都市施設課長  副班長：都市施設課主幹	都市施設課  地籍調査課	1. 土木関係の被害調査に関する事。 2. 道路、河川、橋、堤防等の保護及び応急対策に関する事。 3. 道路の通行禁止及び制限措置に関する事。 4. 応急対策に必要な資機材等の調達及び輸送に関する事。 5. 障害物の除去に関する事。 <u>6. 都市計画関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。</u>																	
建設班 班長：都市建築課長	都市建築課	1. 公共施設（建築物）、公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 一般宅地の被害調査及び応急復旧の指導及び実施に関する事。 3. 応急仮設住宅の設置に関する事。																	
第2編 第1章 (P15)	<p>【職員参集基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="314 1289 632 1325">体制</th> <th data-bbox="641 1289 1377 1325">参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="314 1331 632 1367">①担当課体制</td> <td data-bbox="641 1331 1377 1367">国民保護担当課（総務課）職員が参集</td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 1373 632 1604">②緊急事態連絡室体制</td> <td data-bbox="641 1373 1377 1604">                     原則として、富良野市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断                      (1) 第1非常配備体制 各対策部長、本部班、庶務班、広報班、<u>情報統括班</u>                      (2) 第2非常配備体制 各対策部が定める人員                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 1610 632 1667">③富良野市国民保護対策本部体制</td> <td data-bbox="641 1610 1377 1667">(3) 第3非常配備体制 全員</td> </tr> </tbody> </table>	体制	参集基準	①担当課体制	国民保護担当課（総務課）職員が参集	②緊急事態連絡室体制	原則として、富良野市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断 (1) 第1非常配備体制 各対策部長、本部班、庶務班、広報班、 <u>情報統括班</u> (2) 第2非常配備体制 各対策部が定める人員	③富良野市国民保護対策本部体制	(3) 第3非常配備体制 全員	<p>【職員参集基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1531 1289 1849 1325">体制</th> <th data-bbox="1857 1289 2594 1325">参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1531 1331 1849 1367">①担当課体制</td> <td data-bbox="1857 1331 2594 1367">国民保護担当課（総務課）職員が参集</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1531 1373 1849 1604">②緊急事態連絡室体制</td> <td data-bbox="1857 1373 2594 1604">                     原則として、富良野市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断                      (1) 第1非常配備体制 各対策部長、本部班、庶務班、広報班                      (2) 第2非常配備体制 各対策部が定める人員                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1531 1610 1849 1667">③富良野市国民保護対策本部体制</td> <td data-bbox="1857 1610 2594 1667">(3) 第3非常配備体制 全員</td> </tr> </tbody> </table>	体制	参集基準	①担当課体制	国民保護担当課（総務課）職員が参集	②緊急事態連絡室体制	原則として、富良野市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断 (1) 第1非常配備体制 各対策部長、本部班、庶務班、広報班 (2) 第2非常配備体制 各対策部が定める人員	③富良野市国民保護対策本部体制	(3) 第3非常配備体制 全員	<p>組織機構改革に伴う修正</p>
体制	参集基準																		
①担当課体制	国民保護担当課（総務課）職員が参集																		
②緊急事態連絡室体制	原則として、富良野市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断 (1) 第1非常配備体制 各対策部長、本部班、庶務班、広報班、 <u>情報統括班</u> (2) 第2非常配備体制 各対策部が定める人員																		
③富良野市国民保護対策本部体制	(3) 第3非常配備体制 全員																		
体制	参集基準																		
①担当課体制	国民保護担当課（総務課）職員が参集																		
②緊急事態連絡室体制	原則として、富良野市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断 (1) 第1非常配備体制 各対策部長、本部班、庶務班、広報班 (2) 第2非常配備体制 各対策部が定める人員																		
③富良野市国民保護対策本部体制	(3) 第3非常配備体制 全員																		



●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁（修正後）	修正案	現行	変更理由等																								
第2編 第1章 (P16)	<p><b>【市対策本部長、対策副本部長の代替職員】</b></p> <table border="1" data-bbox="305 304 1374 590"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>代替職員（第1順位）</th> <th>代替職員（第2順位）</th> <th>代替職員（第3順位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長 (市長)</td> <td>副市長</td> <td>総務部長</td> <td>市民生活部長</td> </tr> <tr> <td>副本部長 (副市長、<u>教育長</u>)</td> <td>総務部長</td> <td>市民生活部長</td> <td>保健福祉部長</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）	本部長 (市長)	副市長	総務部長	市民生活部長	副本部長 (副市長、 <u>教育長</u> )	総務部長	市民生活部長	保健福祉部長	<p><b>【市対策本部長、対策副本部長の代替職員】</b></p> <table border="1" data-bbox="1522 304 2591 548"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>代替職員（第1順位）</th> <th>代替職員（第2順位）</th> <th>代替職員（第3順位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長 (市長)</td> <td>副市長</td> <td>総務部長</td> <td>保健福祉部長</td> </tr> <tr> <td>副本部長 (副市長)</td> <td>総務部長</td> <td>保健福祉部長</td> <td>経済部長</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）	本部長 (市長)	副市長	総務部長	保健福祉部長	副本部長 (副市長)	総務部長	保健福祉部長	経済部長	組織機構改革に伴う修正
名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）																								
本部長 (市長)	副市長	総務部長	市民生活部長																								
副本部長 (副市長、 <u>教育長</u> )	総務部長	市民生活部長	保健福祉部長																								
名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）																								
本部長 (市長)	副市長	総務部長	保健福祉部長																								
副本部長 (副市長)	総務部長	保健福祉部長	経済部長																								
第2編 第1章 (P16)	<p><b>3 消防機関の体制</b></p> <p>(1) <b>富良野広域連合富良野</b>消防署における体制 富良野広域連合富良野消防署（以下「消防署」という。）は、市における参集基準等と同様に、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。 その際、市は、消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。</p> <p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等 市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。 また、市は、道と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。 さらに、市は、消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。</p>	<p><b>3 消防機関の体制</b></p> <p>(1) <b>消防本部及び</b>消防署における体制 <del>富良野広域連合消防本部（以下「消防本部」という。）及び</del>富良野広域連合富良野消防署（以下「消防署」という。）は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。 その際、市は、<b>消防本部及び</b>消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における<b>消防本部及び</b>消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。</p> <p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等 市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。 また、市は、道と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。 さらに、市は、<b>消防本部及び</b>消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。</p>	消防機関の体制変更に伴う修正																								
第2編 第1章 (P21)	<p><b>2 警報等の伝達に必要な準備</b></p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備 市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、<b>富良野市民生委員児童委員協議会</b>や<b>富良野市社会福祉協議会</b>等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、<b>富良野市民生委員児童委員協議会</b>や<b>富良野市社会福祉協議会</b>との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）</p>	<p><b>2 警報等の伝達に必要な準備</b></p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備 市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、<b>民生委員</b>や<b>社会福祉協議会</b>、<b>国際交流協会</b>等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、<b>民生委員</b>や<b>社会福祉協議会</b>との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）</p>	字句修正																								



●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁（修正後）	修正案	現行	変更理由等
第2編 第1章 (P22)	<p><b>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</b></p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、<u>原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて、道に報告する。</u></p>	<p><b>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</b></p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（<del>平成17年総務省令第44号</del>以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、<u>第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、道に報告する。</u></p>	北海道国民保護計画 改正に伴う修正
第2編 第1章 (P25)	<p><b>2 訓練</b></p> <p>(1) 市における訓練の実施 市は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>道警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練など、武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に必要な資機材や情報伝達手段を用いるなど、実践的なものとするよう努める。</u></p>	<p><b>2 訓練</b></p> <p>(1) 市における訓練の実施 市は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>道警察、自衛隊等との連携を図る。</u></p>	北海道国民保護計画 改正に伴う修正
第2編 第2章 (P27)	<p><b>1 避難に関する基本的事項</b></p> <p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等<u>避難行動要支援者</u>への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用しつつ、<u>避難行動要支援者</u>の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>避難行動要支援者</u>支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p>	<p><b>1 避難に関する基本的事項</b></p> <p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等<u>災害時要配慮者</u>への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難支援プラン</u>を活用しつつ、<u>災害時要配慮者</u>の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>災害時要配慮者</u>支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p>	北海道国民保護計画 改正に伴う修正

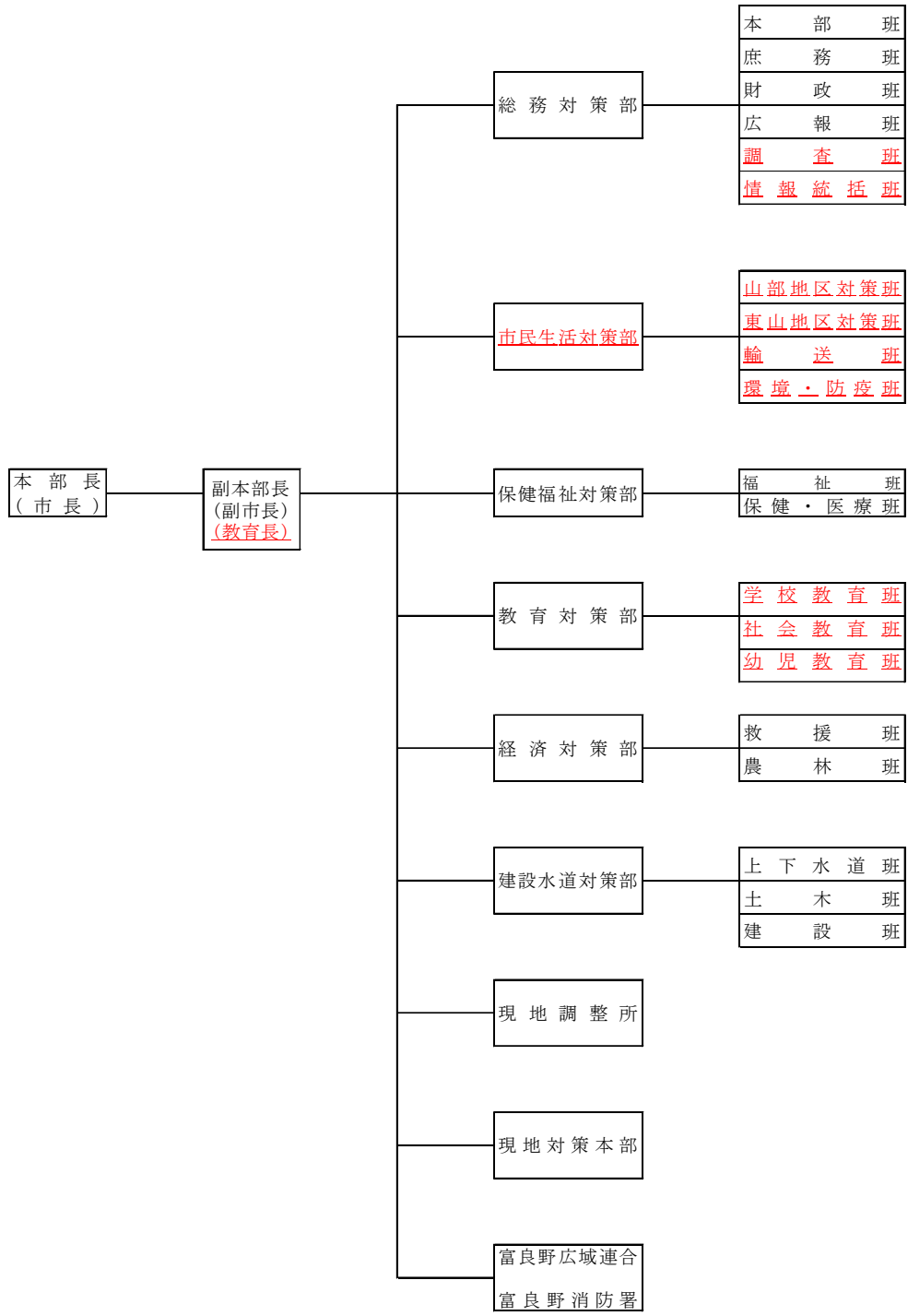
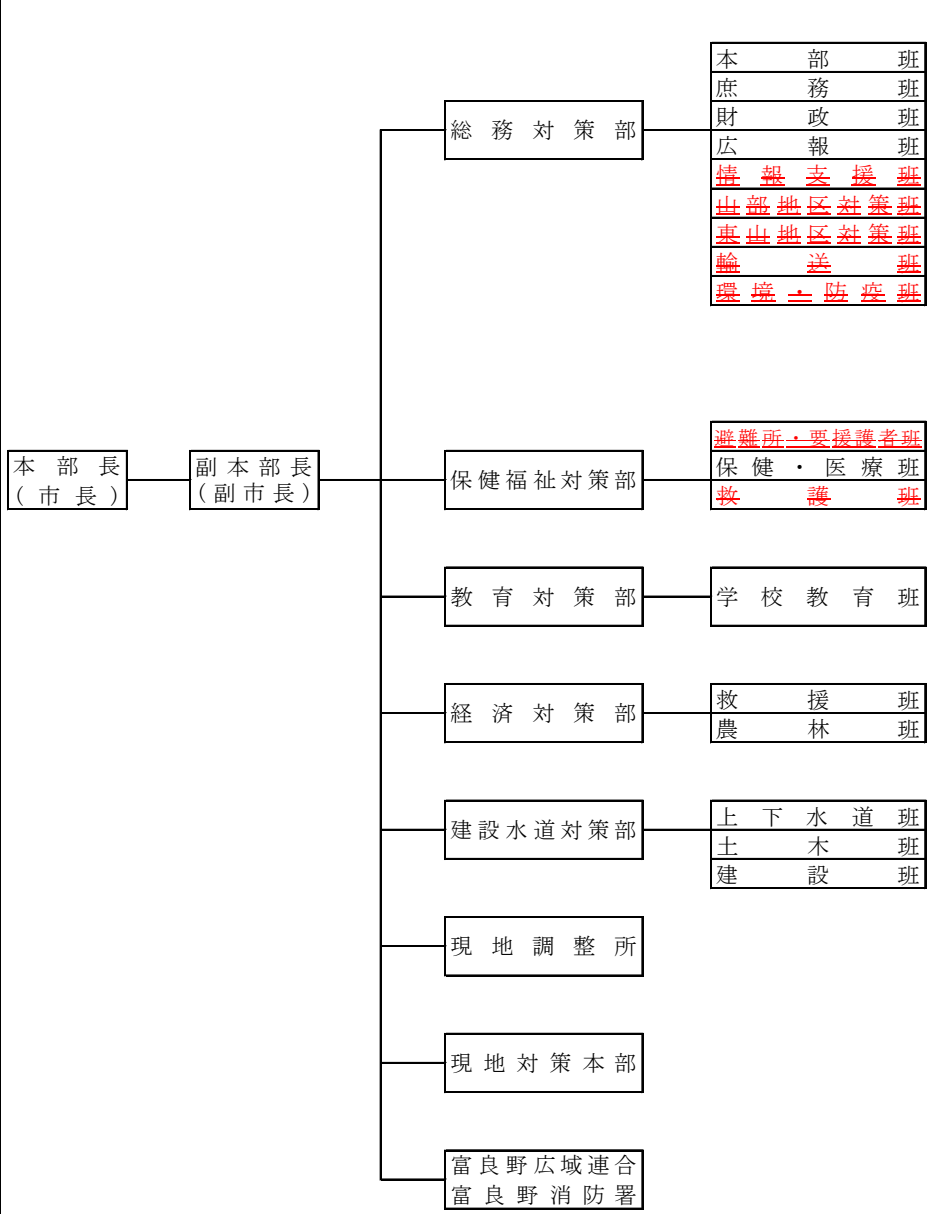
●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁（修正後）	修正案	現行	変更理由等
第2編 第2章 (P27)	<p>※【<u>避難行動要支援者名簿</u>について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の<u>避難行動要支援者</u>への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用することが重要である（「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」（平成25年8月）参照）。</p> <p><u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u></p> <p><u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</u></p>	<p>※【<u>災害時要配慮者の避難支援プラン</u>について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の<u>災害時要配慮者</u>への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる<u>災害時要配慮者の避難支援プラン</u>を活用することが重要である。</p> <p><u>避難支援プランは、災害時要配慮者者の避難を円滑に行えるよう、「要配慮者支援に係る全体的な考え方」と「要配慮者一人一人に対する個別計画」で構成される。</u></p> <p><u>災害時要配慮者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要配慮者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき災害時要配慮者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要配慮者各個々人の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。</u></p>	北海道国民保護計画 改正に伴う修正
第2編 第2章 (P29)	<p><b>5 避難施設の指定への協力</b></p> <p>市は、道が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有施設等の必要な情報を提供する</u>など道に協力する。</p> <p>市は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。</p>	<p><b>5 避難施設の指定への協力</b></p> <p>市は、道が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど道に協力する。</p> <p>市は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。</p>	北海道国民保護計画 改正に伴う修正

●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁（修正後）	修正案	現行	変更理由等																																																																																																																																								
第2編 第2章 (P29)	<p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1) 略</p> <p>※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局】</p> <table border="1" data-bbox="379 514 1394 1386"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> <th>所管道担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> <td rowspan="11">総務部 危機対策局</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水域施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁（主務大臣）</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管道担当部局	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局	2号	ガス工作物	経済産業省	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	6号	放送用無線設備	総務省	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	3号	火薬類	経済産業省	4号	高圧ガス	経済産業省	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	6号	核原料物質	原子力規制委員会	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	11号	毒性物質	経済産業省	<p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1) 略</p> <p>※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局】</p> <table border="1" data-bbox="1596 514 2582 1386"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> <th>所管道担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> <td rowspan="11">総務部 危機対策局</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水域施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬（薬事法）</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁（主務大臣）</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管道担当部局	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局	2号	ガス工作物	経済産業省	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	6号	放送用無線設備	総務省	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	3号	火薬類	経済産業省	4号	高圧ガス	経済産業省	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	6号	核原料物質	原子力規制委員会	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	11号	毒性物質	経済産業省	<p>法改正に伴う修正</p>
国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管道担当部局																																																																																																																																							
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局																																																																																																																																							
	2号	ガス工作物	経済産業省																																																																																																																																								
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省																																																																																																																																								
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																																																																																																																								
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省																																																																																																																																								
	6号	放送用無線設備	総務省																																																																																																																																								
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省																																																																																																																																								
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省																																																																																																																																								
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省																																																																																																																																								
第28条	1号	危険物	総務省消防庁																																																																																																																																								
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																																																																																																																								
	3号	火薬類	経済産業省																																																																																																																																								
	4号	高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																								
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																																																																																																																																								
	6号	核原料物質	原子力規制委員会																																																																																																																																								
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																																																																																																																																								
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省																																																																																																																																								
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																								
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）																																																																																																																																								
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																																																																																								
国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管道担当部局																																																																																																																																							
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局																																																																																																																																							
	2号	ガス工作物	経済産業省																																																																																																																																								
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省																																																																																																																																								
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																																																																																																																								
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省																																																																																																																																								
	6号	放送用無線設備	総務省																																																																																																																																								
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省																																																																																																																																								
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省																																																																																																																																								
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省																																																																																																																																								
第28条	1号	危険物	総務省消防庁																																																																																																																																								
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																																																																																																																								
	3号	火薬類	経済産業省																																																																																																																																								
	4号	高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																								
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																																																																																																																																								
	6号	核原料物質	原子力規制委員会																																																																																																																																								
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																																																																																																																																								
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省																																																																																																																																								
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																								
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）																																																																																																																																								
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																																																																																								
第3編 第1章 (P33)	<p>※【緊急事態連絡室の構成等】</p>  <p>緊急事態連絡室</p> <p>連絡室長（市長）</p> <p>参集室員 ・副市長 ・国民保護担当部長（総務部長） ・富良野消防署長 ・関係部長</p> <p>迅速な情報収集・分析</p> <p>関係機関 消防機関 道 道警察 自衛隊 その他関係機関</p> <p>緊急事態連絡室の設置報告 必要に応じ連絡員等の派遣を要請</p> <p>※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う</p>	<p>※【緊急事態連絡室の構成等】</p>  <p>緊急事態連絡室</p> <p>連絡室長（市長）</p> <p>参集室員 ・副市長 ・国民保護担当部長（総務部長） ・富良野地区消防組合消防長 ・関係部長</p> <p>迅速な情報収集・分析</p> <p>関係機関 消防機関 道 道警察 自衛隊 その他関係機関</p> <p>緊急事態連絡室の設置報告 必要に応じ連絡員等の派遣を要請</p> <p>※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う</p>	<p>字句修正</p>																																																																																																																																								

●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁(修正後)	修正案	現行	変更理由等
第3編 第2章 (P37)	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能</p> <p>市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。</p> <div data-bbox="528 426 1234 485" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市対策本部の組織及び機能</div> 	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能</p> <p>市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。</p> <div data-bbox="1745 426 2451 485" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市対策本部の組織及び機能</div> 	組織機構改革に伴う修正



●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁(修正後)	修正案				現行				変更理由等	
第3編 第2章 (P38)	【市対策本部長の補佐機能の編成及び各部等における業務】				【市対策本部長の補佐機能の編成及び各部等における業務】				組織機構改革に伴う修正	
総務 対策部	総務部 本部班 庶務班 財政班 広報班 調査班 情報統括班	初動期事務分掌 1 国民保護情報及び被災状況の総括 2 応急災害対策の総括 3 生命危険情報の収集 4 所管施設の被害調査の要請 5 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め 6 消防署の出動要請 7 災害情報の広報(市民・報道) 8 車両の確保及び配車計画 9 行方不明者の把握	応急期事務分掌 1 市国民保護対策本部等の設置・運営に関する事。2 警報の内容の伝達等及び緊急通報の内容の伝達等に関する事。3 国民保護に関する情報に関する事。4 特殊標章等の交付等に関する事。5 職員の非常招集及び動員に関する事。6 各部との連絡調整に関する事。7 北海道及び他市町村に対する応援派遣要請に関する事。8 自衛隊の部隊等の派遣要請の求めに関する事。9 防災行政無線等通信機能の総合的運用に関する事。10 被災記録及び防災記録の総括に関する事。11 被害状況調査の取りまとめの総括及び報告に関する事。12 職員の出動状況の記録に関する事。13 被災対策従事者の公務災害補償に関する事。14 労務供給対策に関する事。15 災害に対する相談、苦情等の処理に関する事。16 公有財産の被害調査及び応急対策に関する事。17 国民保護の予算措置に関する事。18 本部職員その他出動者に対する食糧、衣服等の調達及び配布に関する事。19 車両の確保及び配車に関する事。20 住民に対する被災情報等の広報に関する事。21 避難の指示の伝達等に関する事。22 被災現場写真の撮影記録に関する事。23 報道機関への情報提供に関する事。24 被災地及び避難所における広聴に関する事。25 初動期における生命危険情報の収集に関する事。26 一般家屋被災調査及び被災世帯調査に関する事。27 行方不明者の把握等に関する事。	総務 対策部	総務部 本部班 庶務班 財政班 広報班 情報支援班	初動期事務分掌 1 国民保護情報及び被災状況の総括 2 応急災害対策の総括 3 生命危険情報の収集 4 所管施設の被害調査の要請 5 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め 6 消防組合の出動要請 7 災害情報の広報(市民・報道) 8 車両の確保及び配車計画 9 人的被害調査 10 衛生施設被害状況調査 11 ペット対策	応急期事務分掌 1 市国民保護対策本部等の設置・運営に関する事。2 警報の内容の伝達等及び緊急通報の内容の伝達等に関する事。3 国民保護に関する情報に関する事。4 特殊標章等の交付等に関する事。5 職員の非常招集及び動員に関する事。6 各部との連絡調整に関する事。7 北海道及び他市町村に対する応援派遣要請に関する事。8 自衛隊の部隊等の派遣要請の求めに関する事。9 防災行政無線等通信機能の総合的運用に関する事。10 被災記録及び防災記録の総括に関する事。11 被害状況調査の取りまとめの総括及び報告に関する事。12 職員の出動状況の記録に関する事。13 被災対策従事者の公務災害補償に関する事。14 労務供給対策に関する事。15 災害に対する相談、苦情等の処理に関する事。16 公有財産の被害調査及び応急対策に関する事。17 国民保護の予算措置に関する事。18 本部職員その他出動者に対する食糧、衣服等の調達及び配布に関する事。19 車両の確保及び配車に関する事。20 住民に対する被災情報等の広報に関する事。21 避難の指示の伝達等に関する事。22 被災現場写真の撮影記録に関する事。23 報道機関への情報提供に関する事。24 被災地及び避難所における広聴に関する事。25 初動期における生命危険情報の収集に関する事。26 一般家屋被災調査及び被災世帯調査に関する事。27 支所管轄地域内の被災調査及び情報収集並びに連絡に関する事。28 防災行政無線の中継に関する事。29 物資及び人員の緊急輸送に関する事。30 人的被害調査に関する事。31 死体の処理及び埋葬に関する事。32 被災時の清掃及び廃棄物の処理に関する事。33 避難所におけるごみ処理及び仮設トイレのし尿処理に関する事。34 衛生施設被害状況調査及び応急対策に関する事。35 死亡獣畜(家畜を除く。)の処理に関する事。			
	市民生活 対策部	山部地区対策班 東山地区対策班 輸送班 環境・防疫班	1 人的被害調査 2 衛生施設被害状況調査 3 ペット対策		1 支所管轄地域内の被災調査及び情報収集並びに連絡に関する事。2 防災行政無線の中継に関する事。3 物資及び人員の緊急輸送に関する事。4 人的被害調査に関する事。5 避難所(地域会館)の開設に関する事。6 死体の処理及び埋葬に関する事。7 被災時の清掃及び廃棄物の処理に関する事。8 避難所におけるごみ処理及び仮設トイレのし尿処理に関する事。9 衛生施設被害状況調査及び応急対策に関する事。10 死亡獣畜(家畜を除く。)の処理に関する事。11 被災地の防疫活動に関する事。	保健福祉部 避難所・要 援護者遊班 保健・医療 班 救護班	保健福祉部 避難所・要 援護者遊班 保健・医療 班 救護班	1 福祉施設の被害調査 2 災害弱者の安否確認 3 行方不明者の捜索 4 保健医療施設の被害調査 5 医療救護所の開設 6 避難所の開設 7 住民の避難誘導		1 救援の実施の総括に関する事。2 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。3 被害者の給食炊き出しに関する事。4 独居老人、障がい者の安否確認及び救出に関する事。5 行方不明者の捜索に関する事。6 日本赤十字社北海道支部等その他民間団体との連絡調整に関する事。7 保健医療施設の被害調査及び応急対策に関する事。8 緊急医薬品、衛生用品の調達及び供給に関する事。9 医療救護所の開設に関する事。10 医師会及び歯科医師会との連絡調整に関する事。11 避難所の開設に関する事。12 住民の避難誘導に関する事。
		保健福祉 対策部	保健福祉部 福祉班 保健・医療班		1 福祉施設の被害調査 2 避難行動要支援者等の安否確認 3 保健医療施設の被害調査 4 医療救護所の開設 5 避難所の開設 6 住民の避難誘導		1 救援の実施の総括に関する事。2 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。3 被害者の給食炊き出しに関する事。4 独居老人、障がい者の安否確認及び救出に関する事。5 日本赤十字社北海道支部等その他民間団体との連絡調整に関する事。6 保健医療施設の被害調査及び応急対策に関する事。7 緊急医薬品、衛生用品の調達及び供給に関する事。8 医療救護所の開設に関する事。9 医師会及び歯科医師会との連絡調整に関する事。10 避難所の開設・運営に関する事。11 住民の避難誘導に関する事。	保健福祉部 避難所・要 援護者遊班 保健・医療 班 救護班		保健福祉部 避難所・要 援護者遊班 保健・医療 班 救護班

●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁（修正後）	修正案			現行			変更理由等																								
第3編 第2章 (P39)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="210 317 457 491">教育委員会 学校教育班 <u>社会教育班</u> <u>幼児教育班</u></td> <td data-bbox="465 317 706 491">1 教育施設及び文化財の被害調査 2 児童生徒の応急対策</td> <td data-bbox="715 317 1418 491">1 学校長、<u>所長及び園長</u>に対する避難の指示の伝達等に関する事 こと。 <u>2 避難所の開設・運営に関する事</u> <u>3 教育施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関する事</u> <u>4 児童生徒の応急対策に関する事</u>。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 497 457 730">経済部 救援班 農林班</td> <td data-bbox="465 497 706 730">1 被災者救援 2 市場、商工業被害調査 3 農林業の被害調査</td> <td data-bbox="715 497 1418 730">1 被災者の救援に関する事。 2 救援物資調達に関する事。 3 市場、商工業の被害調査及び応急対策に関する事。 4 被災商工業者の援護対策に関する事。 5 一般ボランティア活動の受け入れ及び調整に関する事。 6 農林業の被害調査及び応急対策に関する事。 7 死亡獣畜（家畜）の処理に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 737 457 1129">建設水道部 上下水道班 土木班 建設班</td> <td data-bbox="465 737 706 1129">1 水道施設、土木関係の被災調査 2 道路、橋梁等の応急措置 3 緊急輸送路の確保 4 公共施設（建築物）の被災調査 5 都市計画関係 6 飲料水の緊急給水施設の被災調査</td> <td data-bbox="715 737 1418 1129">1 水道施設の被災調査及び応急対策に関する事。 2 被災地における飲料水確保及び給水に関する事。 3 水道被害情報等の広報に関する事。 4 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5 仮設トイレの配置に関する事。 6 下水道被害情報等の広報に関する事。 7 道路、河川、橋、堤防等の保護及び応急対策に関する事。 8 道路の通行禁止及び制限措置に関する事。 9 応急対策に必要な資機材等の調達及び輸送に関する事。 10 公共施設（建築物）、公営住宅の被災調査に関する事。 11 一般住宅の被災調査及び応急復旧の指導及び実施に関する事。</td> </tr> </table>	教育委員会 学校教育班 <u>社会教育班</u> <u>幼児教育班</u>	1 教育施設及び文化財の被害調査 2 児童生徒の応急対策	1 学校長、 <u>所長及び園長</u> に対する避難の指示の伝達等に関する事 こと。 <u>2 避難所の開設・運営に関する事</u> <u>3 教育施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関する事</u> <u>4 児童生徒の応急対策に関する事</u> 。	経済部 救援班 農林班	1 被災者救援 2 市場、商工業被害調査 3 農林業の被害調査	1 被災者の救援に関する事。 2 救援物資調達に関する事。 3 市場、商工業の被害調査及び応急対策に関する事。 4 被災商工業者の援護対策に関する事。 5 一般ボランティア活動の受け入れ及び調整に関する事。 6 農林業の被害調査及び応急対策に関する事。 7 死亡獣畜（家畜）の処理に関する事。	建設水道部 上下水道班 土木班 建設班	1 水道施設、土木関係の被災調査 2 道路、橋梁等の応急措置 3 緊急輸送路の確保 4 公共施設（建築物）の被災調査 5 都市計画関係 6 飲料水の緊急給水施設の被災調査	1 水道施設の被災調査及び応急対策に関する事。 2 被災地における飲料水確保及び給水に関する事。 3 水道被害情報等の広報に関する事。 4 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5 仮設トイレの配置に関する事。 6 下水道被害情報等の広報に関する事。 7 道路、河川、橋、堤防等の保護及び応急対策に関する事。 8 道路の通行禁止及び制限措置に関する事。 9 応急対策に必要な資機材等の調達及び輸送に関する事。 10 公共施設（建築物）、公営住宅の被災調査に関する事。 11 一般住宅の被災調査及び応急復旧の指導及び実施に関する事。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="465 1157 706 1205">所 管</td> <td data-bbox="715 1157 1418 1205">初 動・応 急 期 事 務 分 掌</td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 1211 706 1297">富良野<u>消防署</u></td> <td data-bbox="715 1211 1418 1297">1 武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む。）。 2 住民の避難誘導に関する事。</td> </tr> </table>	所 管	初 動・応 急 期 事 務 分 掌	富良野 <u>消防署</u>	1 武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む。）。 2 住民の避難誘導に関する事。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1427 317 1644 491">教育委員会 学校教育班</td> <td data-bbox="1653 317 1893 491">1 教育施設及び文化財の被害調査 2 児童生徒の応急対策</td> <td data-bbox="1902 317 2605 491">1 学校長に対する避難の指示の伝達等に関する事。 2 教育施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関する事。 3 児童生徒の応急対策に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 497 1644 730">経済部 救援班 農林班</td> <td data-bbox="1653 497 1893 730">1 被災者救援 2 市場、商工業被害調査 3 農林業の被害調査</td> <td data-bbox="1902 497 2605 730">1 被災者の救援に関する事。 2 救援物資調達に関する事。 3 市場、商工業の被害調査及び応急対策に関する事。 4 被災商工業者の援護対策に関する事。 5 一般ボランティア活動の受け入れ及び調整に関する事。 6 農林業の被害調査及び応急対策に関する事。 7 死亡獣畜（家畜）の処理に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 737 1644 1129">建設水道部 上下水道班 土木班 建設班</td> <td data-bbox="1653 737 1893 1129">1 水道施設、土木関係の被災調査 2 道路、橋梁等の応急措置 3 緊急輸送路の確保 4 公共施設（建築物）の被災調査 5 都市計画関係 6 飲料水の緊急給水施設の被災調査</td> <td data-bbox="1902 737 2605 1129">1 水道施設の被災調査及び応急対策に関する事。 2 被災地における飲料水確保及び給水に関する事。 3 水道被害情報等の広報に関する事。 4 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5 仮設トイレの配置に関する事。 6 下水道被害情報等の広報に関する事。 7 道路、河川、橋、堤防等の保護及び応急対策に関する事。 8 道路の通行禁止及び制限措置に関する事。 9 応急対策に必要な資機材等の調達及び輸送に関する事。 10 公共施設（建築物）、公営住宅の被災調査に関する事。 11 一般住宅の被災調査及び応急復旧の指導及び実施に関する事。</td> </tr> </table>	教育委員会 学校教育班	1 教育施設及び文化財の被害調査 2 児童生徒の応急対策	1 学校長に対する避難の指示の伝達等に関する事。 2 教育施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関する事。 3 児童生徒の応急対策に関する事。	経済部 救援班 農林班	1 被災者救援 2 市場、商工業被害調査 3 農林業の被害調査	1 被災者の救援に関する事。 2 救援物資調達に関する事。 3 市場、商工業の被害調査及び応急対策に関する事。 4 被災商工業者の援護対策に関する事。 5 一般ボランティア活動の受け入れ及び調整に関する事。 6 農林業の被害調査及び応急対策に関する事。 7 死亡獣畜（家畜）の処理に関する事。	建設水道部 上下水道班 土木班 建設班	1 水道施設、土木関係の被災調査 2 道路、橋梁等の応急措置 3 緊急輸送路の確保 4 公共施設（建築物）の被災調査 5 都市計画関係 6 飲料水の緊急給水施設の被災調査	1 水道施設の被災調査及び応急対策に関する事。 2 被災地における飲料水確保及び給水に関する事。 3 水道被害情報等の広報に関する事。 4 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5 仮設トイレの配置に関する事。 6 下水道被害情報等の広報に関する事。 7 道路、河川、橋、堤防等の保護及び応急対策に関する事。 8 道路の通行禁止及び制限措置に関する事。 9 応急対策に必要な資機材等の調達及び輸送に関する事。 10 公共施設（建築物）、公営住宅の被災調査に関する事。 11 一般住宅の被災調査及び応急復旧の指導及び実施に関する事。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1427 1157 1668 1205">所 管</td> <td data-bbox="1676 1157 2605 1205">初 動・応 急 期 事 務 分 掌</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 1211 1668 1297">富良野<u>地区消防組合</u> <u>消防本部</u></td> <td data-bbox="1676 1211 2605 1297">1 武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む。）。 2 住民の避難誘導に関する事。</td> </tr> </table>	所 管	初 動・応 急 期 事 務 分 掌	富良野 <u>地区消防組合</u> <u>消防本部</u>	1 武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む。）。 2 住民の避難誘導に関する事。	北海道国民保護計画 改定に伴う修正
教育委員会 学校教育班 <u>社会教育班</u> <u>幼児教育班</u>	1 教育施設及び文化財の被害調査 2 児童生徒の応急対策	1 学校長、 <u>所長及び園長</u> に対する避難の指示の伝達等に関する事 こと。 <u>2 避難所の開設・運営に関する事</u> <u>3 教育施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関する事</u> <u>4 児童生徒の応急対策に関する事</u> 。																													
経済部 救援班 農林班	1 被災者救援 2 市場、商工業被害調査 3 農林業の被害調査	1 被災者の救援に関する事。 2 救援物資調達に関する事。 3 市場、商工業の被害調査及び応急対策に関する事。 4 被災商工業者の援護対策に関する事。 5 一般ボランティア活動の受け入れ及び調整に関する事。 6 農林業の被害調査及び応急対策に関する事。 7 死亡獣畜（家畜）の処理に関する事。																													
建設水道部 上下水道班 土木班 建設班	1 水道施設、土木関係の被災調査 2 道路、橋梁等の応急措置 3 緊急輸送路の確保 4 公共施設（建築物）の被災調査 5 都市計画関係 6 飲料水の緊急給水施設の被災調査	1 水道施設の被災調査及び応急対策に関する事。 2 被災地における飲料水確保及び給水に関する事。 3 水道被害情報等の広報に関する事。 4 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5 仮設トイレの配置に関する事。 6 下水道被害情報等の広報に関する事。 7 道路、河川、橋、堤防等の保護及び応急対策に関する事。 8 道路の通行禁止及び制限措置に関する事。 9 応急対策に必要な資機材等の調達及び輸送に関する事。 10 公共施設（建築物）、公営住宅の被災調査に関する事。 11 一般住宅の被災調査及び応急復旧の指導及び実施に関する事。																													
所 管	初 動・応 急 期 事 務 分 掌																														
富良野 <u>消防署</u>	1 武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む。）。 2 住民の避難誘導に関する事。																														
教育委員会 学校教育班	1 教育施設及び文化財の被害調査 2 児童生徒の応急対策	1 学校長に対する避難の指示の伝達等に関する事。 2 教育施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関する事。 3 児童生徒の応急対策に関する事。																													
経済部 救援班 農林班	1 被災者救援 2 市場、商工業被害調査 3 農林業の被害調査	1 被災者の救援に関する事。 2 救援物資調達に関する事。 3 市場、商工業の被害調査及び応急対策に関する事。 4 被災商工業者の援護対策に関する事。 5 一般ボランティア活動の受け入れ及び調整に関する事。 6 農林業の被害調査及び応急対策に関する事。 7 死亡獣畜（家畜）の処理に関する事。																													
建設水道部 上下水道班 土木班 建設班	1 水道施設、土木関係の被災調査 2 道路、橋梁等の応急措置 3 緊急輸送路の確保 4 公共施設（建築物）の被災調査 5 都市計画関係 6 飲料水の緊急給水施設の被災調査	1 水道施設の被災調査及び応急対策に関する事。 2 被災地における飲料水確保及び給水に関する事。 3 水道被害情報等の広報に関する事。 4 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5 仮設トイレの配置に関する事。 6 下水道被害情報等の広報に関する事。 7 道路、河川、橋、堤防等の保護及び応急対策に関する事。 8 道路の通行禁止及び制限措置に関する事。 9 応急対策に必要な資機材等の調達及び輸送に関する事。 10 公共施設（建築物）、公営住宅の被災調査に関する事。 11 一般住宅の被災調査及び応急復旧の指導及び実施に関する事。																													
所 管	初 動・応 急 期 事 務 分 掌																														
富良野 <u>地区消防組合</u> <u>消防本部</u>	1 武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む。）。 2 住民の避難誘導に関する事。																														
第3編 第2章 (P39)	<p>(4) 市対策本部における広報等 市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。</p> <p>① 広報責任者の設置 武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置</p> <p>② 広報手段 広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、<u>市ホームページ</u>、<u>市フェイスブック</u>、<u>安全・安心（市登録制）メール</u>、<u>ヤフー防災速報アプリ</u>、<u>緊急速報メール（エリアメール）</u>等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備</p>			<p>(4) 市対策本部における広報等 市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。</p> <p>① 広報責任者の設置 武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置</p> <p>② 広報手段 広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、<u>インターネットホームページ</u>等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備</p>			情報伝達手段追加に伴う修正																								



●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁（修正後）	修正案	現行	変更理由等
第3編 第4章 (P48)	<p><b>2 警報の内容の伝達方法</b></p> <p>(1) 警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、市に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として、以下の要領により情報を伝達する。</u></p> <p>① （略）</p> <p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</p> <p>ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、ホームページへの掲載をはじめとする他の手段により、周知を図る。</p> <p>イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。</p> <p>また、消防団や自主防災組織による伝達、連合会等への協力依頼などの方法も活用する。</p> <p><u>※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報伝達されなかった場合には、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報を市ホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。</p> <p>この場合において、当該消防機関が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、連合会・町内会や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>また、市は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で、<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p><b>2 警報の内容の伝達方法</b></p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、<u>当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u></p> <p>① （略）</p> <p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</p> <p>ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、ホームページへの掲載をはじめとする他の手段により、周知を図る。</p> <p>イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。</p> <p>また、消防団や自主防災組織による伝達、連合会等への協力依頼などの方法も活用する。</p> <p><u>※【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】</u> <u>弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。</u></p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。</p> <p>この場合において、当該消防機関が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、連合会・町内会や<u>災害時要援護者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>また、市は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難支援プラン</u>を活用するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>北海道国民保護計画改定に伴う修正</p> <p>北海道国民保護計画改定に伴う修正</p> <p>名称変更に伴う修正</p> <p>名称変更に伴う修正</p>

●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁(修正後)	修正案	現行	変更理由等
第3編 第4章 (P51)	<p><b>2 避難実施要領の策定</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 避難の指示の内容の確認 (地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)</li> <li>② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析) (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)</li> <li>③ 避難住民の概数把握</li> <li>④ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))</li> <li>⑤ 輸送手段の確保の調整(※輸送手段が必要な場合) (道との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)</li> <li>⑥ <b>要支援者の</b>避難方法の決定(<b>避難行動要支援者名簿の活用、避難行動要支援者</b>支援班の設置)</li> <li>⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、道警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)</li> <li>⑧ 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)</li> <li>⑨ 関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)</li> <li>⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(道対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)</li> </ol> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 避難実施要領の内容の伝達等 市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。 また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、<b>消防署長</b>、警察署長及び自衛隊旭川地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。 さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。</p>	<p><b>2 避難実施要領の策定</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 避難の指示の内容の確認 (地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)</li> <li>② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析) (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)</li> <li>③ 避難住民の概数把握</li> <li>④ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))</li> <li>⑤ 輸送手段の確保の調整(※輸送手段が必要な場合) (道との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)</li> <li>⑥ <b>要援護者の</b>避難方法の決定(<b>避難支援プラン、災害時要援護者</b>支援班の設置)</li> <li>⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、道警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)</li> <li>⑧ 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)</li> <li>⑨ 関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)</li> <li>⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(道対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)</li> </ol> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 避難実施要領の内容の伝達等 市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。 また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、<b>消防組合消防長</b>、警察署長及び自衛隊旭川地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。 さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。</p>	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>字句修正</p>



●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁（修正後）	修正案	現行	変更理由等
第3編 第4章 (P52)	<p><b>3 避難住民の誘導</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防機関の活動  消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>避難行動要支援者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。  消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防署と連携しつつ、自主防災組織、連合会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>	<p><b>3 避難住民の誘導</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防機関の活動  <u>消防本部及び</u>消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>災害時要援護者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。  消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、<u>消防本部又は</u>消防署と連携しつつ、自主防災組織、連合会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>	<p>字句修正  名称変更に伴う修正</p>
第3編 第4章 (P53)	<p>(6) 高齢者、障がい者等への配慮  市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者</u>支援班を設置し、<u>富良野市社会福祉協議会</u>、<u>富良野市民生委員児童委員協議会</u>、福祉事業者、障がい者団体等と協力して、<u>避難行動要支援者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「<u>避難行動要支援者名簿</u>」）<u>を活用しながら対応を行う。その際、富良野市民生委員児童委員協議会と富良野市社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。</u>）。  （ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）</p>	<p>(6) 高齢者、障がい者等への配慮  市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>要配慮者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、<u>民生委員</u>、福祉事業者、障がい者団体等と協力して、<u>要配慮者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。  （ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）</p>	<p>名称変更及び北海道国民保護計画改定等に伴う修正</p>

●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁（修正後）	修正案	現行	変更理由等
第3編 第4章 (P55)	<p><b>弾道ミサイル攻撃の場合</b></p> <p>① (略)</p> <p>② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。 (弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)</p> <p>ア 対策本部長は、弾道ミサイルが発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示</p> <p>対策本部長 <b>警報の発令、避難措置の指示</b> (その他、記者会見等による国民への情報提供)</p> <p>知事 <b>避難の指示</b></p> <p>市長 <b>避難実施要領の策定</b></p> <p>イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、<u>弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></p>	<p><b>弾道ミサイル攻撃の場合</b></p> <p>① (略)</p> <p>② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。 (弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)</p> <p>ア 対策本部長は、弾道ミサイルが発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示</p> <p>対策本部長 <b>警報の発令、避難措置の指示</b> (その他、記者会見等による国民への情報提供)</p> <p>知事 <b>避難の指示</b></p> <p>市長 <b>避難実施要領の策定</b></p> <p>イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 <del>このため、</del>弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p>	北海道国民保護計画 改定に伴う修正

●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁（修正後）	修正案	現行	変更理由等
第3編 第7章 (P66)	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1 武力攻撃災害への対処</p> <p><b>2 武力攻撃災害の兆候の通報</b></p> <p>(1) 市長への通報 消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。</p> <p>(2) 知事への通知 市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1 武力攻撃災害への対処</p> <p><b>2 武力攻撃災害の兆候の通報</b></p> <p>(1) 市長への通報 消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。</p> <p>(2) 知事への通知 市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p>	字句修正
第3編 第7章 (P68)	<p>第2 応急措置等</p> <p><b>1 退避の指示</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 安全の確保等</p> <p>① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないように国及び道からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、道警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p> <p>② 市の職員又は消防職員並びに当該地区の消防団員（以下「消防職団員」という。）が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて道警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。</p>	<p>第2 応急措置等</p> <p><b>1 退避の指示</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 安全の確保等</p> <p>① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないように国及び道からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、道警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p> <p>② 市の職員又は消防組合職員並びに当該地区の消防団員（以下「消防職団員」という。）が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて道警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。</p>	字句修正

●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁（修正後）	修正案	現行	変更理由等
第3編 第7章 (P68)	<p><b>4 消防に関する措置等</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関の活動 消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法(昭和22年法律第226号)、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。 この場合において、消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p> <p>(3) ～(5) (略)</p>	<p><b>4 消防に関する措置等</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関の活動 消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法(昭和22年法律第226号)、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。 この場合において、<b>消防本部及び</b>消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、<b>消防長又は</b>消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p> <p>(3) ～(5) (略)</p>	消防の体制変更に伴う修正
(P69)	<p>(6) 消防の相互応援に関する出動 市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、<b>消防署長</b>と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 安全の確保 ①～③ (略)</p> <p>④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、<b>消防署</b>と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</p>	<p>(6) 消防の相互応援に関する出動 市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、<b>消防長</b>と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 安全の確保 ①～③ (略)</p> <p>④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、<b>消防本部</b>と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</p>	字句修正
			字句修正



●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁（修正後）	修 正 案	現 行	変更理由等
第3編 第7章 (P72)	<p><b>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</b></p> <p>(1) 危険物質等に関する措置命令 市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、<b>消防署長</b>と協力して、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。 なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。</p> <p>※ 危険物質等について市町村長が命ずることができる対象及び措置</p> <p><b>【対象】</b></p> <p>(1) 消防本部等所在市町村の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）</p> <p><b>【措置】</b></p> <p>① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）</p> <p>② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）</p> <p>③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）</p> <p>(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、<b>消防署長</b>と協力して、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、<b>消防署長</b>に依頼し、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。</p>	<p><b>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</b></p> <p>(1) 危険物質等に関する措置命令 市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、<b>消防組合の管理者（又は長）</b>と協力して、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。 なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。</p> <p>※ 危険物質等について市町村長が命ずることができる対象及び措置</p> <p><b>【対象】</b></p> <p>(1) 消防本部等所在市町村の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）</p> <p><b>【措置】</b></p> <p>① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）</p> <p>② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）</p> <p>③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）</p> <p>(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、<b>消防組合の管理者（又は長）</b>と協力して、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、<b>消防組合の管理者（又は長）</b>に依頼し、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁（修正後）	修正案	現行	変更理由等
第3編 第7章 (P73)	<p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について以下のとおり定める。</p> <p><b>1 NBC攻撃による災害への対処</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応 市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び道との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p> <p>① 核攻撃等の場合  <u>・市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。</u>  <u>・措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。</u>  <u>・市は必要に応じ、安定ヨウ素剤の予防服用の実施及び飲食物の接種制限等の措置について、北海道地域防災計画（原子力災害対策編）に準じて行うものとする。</u>  <u>・市は、避難住民等（輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、住民等へ向け、避難退域時検査の場所、災害の概要、避難に必要な情報提供に努めるものとする。</u></p> <p>②～③ （略）</p>	<p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について以下のとおり定める。</p> <p><b>1 NBC攻撃による災害への対処</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応 市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び道との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p> <p>① 核攻撃等の場合  <u>市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。</u>  <u>また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。</u></p> <p>②～③ （略）</p>	北海道国民保護計画 改定等に伴う修正
(P74)	<p>(5) 市長及び消防署長の権限 市長及び消防署長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、道警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p>	<p>(5) 市長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限 市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、道警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p>	字句修正

●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁（修正後）	修正案	現行	変更理由等																																																														
(P75)	<table border="1" data-bbox="341 289 1335 1029"> <thead> <tr> <th>法第108条第1項</th> <th>対象物件等</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>衣類、寝具その他の物件</td> <td>占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>生活の用に供する水</td> <td>管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>死体</td> <td>・移動の制限 ・移動の禁止</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>・廃棄</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>建物</td> <td>・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>場所</td> <td>・交通の制限 ・交通の遮断</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="290 1071 1403 1222">市長及び消防署長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。</p> <p data-bbox="290 1228 1403 1339">上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p> <table border="1" data-bbox="302 1381 1344 1627"> <tbody> <tr><td>1.</td><td>当該措置を講ずる旨</td></tr> <tr><td>2.</td><td>当該措置を講ずる理由</td></tr> <tr><td>3.</td><td>当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる</td></tr> <tr><td>4.</td><td>当該措置を講ずる時期</td></tr> <tr><td>5.</td><td>当該措置の内容</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="273 1669 587 1701">(6) 要員の安全の確保</p> <p data-bbox="290 1707 1418 1818">市長及び消防署長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や道から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。</p>	法第108条第1項	対象物件等	措置	1号	衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止	4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖	6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断	1.	当該措置を講ずる旨	2.	当該措置を講ずる理由	3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる	4.	当該措置を講ずる時期	5.	当該措置の内容	<table border="1" data-bbox="1519 289 2513 1029"> <thead> <tr> <th>法第108条第1項</th> <th>対象物件等</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>衣類、寝具その他の物件</td> <td>占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>生活の用に供する水</td> <td>管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>死体</td> <td>・移動の制限 ・移動の禁止</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>・廃棄</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>建物</td> <td>・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>場所</td> <td>・交通の制限 ・交通の遮断</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1504 1071 2597 1260">市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。</p> <p data-bbox="1504 1266 2597 1377">上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1516 1419 2558 1665"> <tbody> <tr><td>1.</td><td>当該措置を講ずる旨</td></tr> <tr><td>2.</td><td>当該措置を講ずる理由</td></tr> <tr><td>3.</td><td>当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる</td></tr> <tr><td>4.</td><td>当該措置を講ずる時期</td></tr> <tr><td>5.</td><td>当該措置の内容</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1486 1707 1801 1738">(6) 要員の安全の確保</p> <p data-bbox="1504 1745 2605 1896">市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や道から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。</p>	法第108条第1項	対象物件等	措置	1号	衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止	4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖	6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断	1.	当該措置を講ずる旨	2.	当該措置を講ずる理由	3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる	4.	当該措置を講ずる時期	5.	当該措置の内容	<p data-bbox="2605 1081 2724 1113">字句修正</p>
法第108条第1項	対象物件等	措置																																																															
1号	衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄																																																															
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止																																																															
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止																																																															
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄																																																															
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖																																																															
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断																																																															
1.	当該措置を講ずる旨																																																																
2.	当該措置を講ずる理由																																																																
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる																																																																
4.	当該措置を講ずる時期																																																																
5.	当該措置の内容																																																																
法第108条第1項	対象物件等	措置																																																															
1号	衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄																																																															
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止																																																															
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止																																																															
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄																																																															
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖																																																															
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断																																																															
1.	当該措置を講ずる旨																																																																
2.	当該措置を講ずる理由																																																																
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる																																																																
4.	当該措置を講ずる時期																																																																
5.	当該措置の内容																																																																

●富良野市国民保護計画新旧対象表

頁（修正後）	修正案	現行	変更理由等
第3編 第9章 (P77)	<p><b>2 廃棄物の処理</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「<b>災害</b>廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、道に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。</p>	<p><b>2 廃棄物の処理</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「<b>震災</b>廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、道に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。</p>	<p>国の基本指針の更新に伴う修正</p>